

# 学校いじめ防止基本方針

城陽市立久世小学校

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方
  - (1) いじめの定義
  - (2) いじめに対する基本的な考え方
- 3 いじめの未然防止
  - (1) 教職員の研修
  - (2) 学級経営の充実
  - (3) 道徳教育の充実
  - (4) 児童の活動の充実
  - (5) 保護者・地域との連携
- 4 いじめの早期発見
  - (1) 日常の関わりの中で
  - (2) 教育相談・アンケート
  - (3) 報告・連絡・相談の徹底と情報共有
  - (4) 保護者、地域との連携
  - (5) カウンセラー等との連携
- 5 いじめに対する取組
  - (1) 事実の把握
  - (2) 被害児童の安全の確保
  - (3) 加害児童への指導
  - (4) 保護者への対応
  - (5) 集団への働きかけ
  - (6) いじめ解消後の継続的な指導
  - (7) ネットいじめへの対応
- 6 いじめ防止等に対する組織体制
  - (1) いじめ防止等対策委員会
  - (2) 生徒指導部
- 7 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の定義
  - (2) 重大事態への対処
- 8 その他
  - (1) 地域・家庭との連携の推進
  - (2) 関係機関との連携の推進
  - (3) 取組の点検・充実

＊別紙1 いじめの特徴と構造

別紙2 いじめ早期発見のポイント

別紙3 児童や保護者対応のポイント

別紙4 いじめ防止等に対する組織体制表

別紙5 いじめの問題への取組チェックポイント

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

学校において、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通認識し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年3月に「京都府いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「久世小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「一定の人間関係のある者からの心理的・物理的攻撃により、精神的苦痛を感じるもの（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。」とされている。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、「いじめは人間として絶対に許されない人権問題」であるということを、全教職員が十分認識し、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 教職員の研修

いじめの構造や特徴、態様などの基本的な内容（別紙1参照）や、ネットいじめ等の現代的な課題についても研修を行い、児童が信頼感と安心感を持てるような言動や姿勢をとれるようにする。

### (2) 学級経営の充実

- ① 正義、公正、公平がいきなり、互いを認め合い、規律と活気のある学級経営を目指し、失敗や誤りを認め許し合える気持ちを持たせ、学級に自分の「居場所」や、人との「絆」が作り出せるようにする。
- ② 分かる授業と個に応じた指導により、児童に学ぶ喜びを体感させて自尊感情や自己有用感を持てるようにする。
- ③ いじめ防止の新たな手法として「構成的グループエンカウンター」「ピア・サポート活動」「アサーショントレーニング」等の活用を図る。

### (3) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるとともに、規範意識の醸成を図る。

#### (4) 児童の活動の充実

- ① 児童会を中心とした、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動など、児童自らが主体的に取り組む活動を行う。
- ② 縦割りの活動や異年齢での活動を意図的に行い、その取組の中で人に対する思いやりや上級生が下級生を守る姿勢などを体得させる。

#### (5) 保護者・地域との連携

- ① 「いじめは重大な人権侵害である」ことを保護者と共通認識を持つようにし、児童の些細な変化についても迅速に情報を共有できるようにする。
- ② 保護者にPTA活動への参加を促すとともに、日頃からネットワークづくりに努める。
- ③ 学校から家庭・地域に対してたよりやホームページを通じて積極的に情報発信し、児童や学校の様子を理解してもらい、開かれた学校づくりに努める。

### 4 いじめの早期発見

#### (1) 日常の関わりの中で

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。それを踏まえ、児童一人一人を常に大切にする意識を持ち、日頃から児童との信頼関係の構築に努め、日常的に児童が示す変化や危険信号を見逃さないように見守る。

(別紙2 いじめ発見のポイント 参照)

#### (2) 教育相談・アンケート

定期的ないじめアンケートを行うとともに、教育相談をタイムリーに行い、いじめの早期発見・実態把握を行う。

#### (3) 報告・連絡・相談の徹底と情報共有

いじめの事実を確認した場合は、一部の教職員で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会に報告・連絡・相談し、組織的に対応する。

#### (4) 保護者、地域との連携

保護者や地域の方から、児童の様子の異変や危険信号の情報を得られるような関係を構築するとともに、保護者や地域の方が相談しやすい体制を整える。

#### (5) カウンセラー等との連携

スクールカウンセラーや市家児相、宇治児童相談所などの外部機関との連携を強め、児童の状態や様子について交流、情報提供が速やかに行える体制を作る。

### 5 いじめに対する取組 (別紙3 参考資料 児童や保護者対応のポイント)

#### (1) 事実の把握

いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止等対策委員会の指示のもと、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行う。

#### (2) 被害児童の安全の確保

いじめ防止等対策委員会が中心となり、組織的に被害児童の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通す。

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になる。何より本人の訴えを、共感的態度で親身になって受け止める。

- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

### (3) 加害児童への指導

事実確認の上、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ① いじめ行為は、「命に関わる重大なこと」であり、「絶対に許さない」という毅然とした態度で指導する。また、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられる。「いじめは犯罪である」という認識を理解させる。責任転嫁は許さず、嘘やごまかしのない事実確認をおこなう。
- ③ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得て厳しい対策をとる事もあり得る。

### (4) 保護者への対応

把握した事実関係については、迅速に保護者に伝え、不安の解消に努めるとともに、協力を求め、同じ歩調でいじめの解決に取り組めるようにする。

場合によっては、心理や福祉の専門家、警察等の関係機関・専門機関との連携も提案する。

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 速やかに家庭訪問をして、話し合いの機会を早急に持つ。いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

### (5) 集団への働きかけ

いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

- ① 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、客観的情報と実態をできるだけ正確に把握する。
- ② 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。

### (6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

- ① 児童の表面的変化により解決したと判断せず、支援を継続する。
- ② いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ③ 事例を検証し、再発防止のため取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりを計画的に進める。

## (7) ネットいじめへの対応

### ① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

### ② ネットいじめの予防

- ・ フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルール作成など)
- ・ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ インターネット利用、スマートフォン等に関する職員研修を行う。

### ③ ネットいじめへの対処

被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努め、不当な書き込みを発見したときは、いじめ防止等対策委員会の指示のもと、速やかに事実確認、関係機関との連携等の対応を行う。

## 6 いじめ防止等に対する組織体制 (別紙4 組織体制表 参照)

いじめの防止等に対する取組については、校内の「久世小学校いじめ防止等対策委員会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

### (1) いじめ防止等対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・スクールカウンセラー

- ・ いじめの実態とその指導状況の把握
- ・ 適切な対応についての全教職員の共通理解
- ・ 実践的な職員研修の企画と実施
- ・ 具体的行動の指示と、全校体制での取組の推進
- ・ PTAや関係機関・団体との協力体制の確立

### (2) 生徒指導部

- ・ 各学年の子どもの状況を把握
- ・ 担任のサポート
- ・ 学年会、生徒指導部会、職員会議などの場でのリーダーシップ
- ・ 校長・教頭・対策委員会等への情報提供
- ・ 関係機関・団体との積極的な連携

## 7 重大事態への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「久世小学校いじめ防止等対策委員会」を中心に、被害者児童・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議の上対処する。
- ② 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ③ 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

8 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ① 本校PTA、青少年健全育成久世校区会議等の地域の組織との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ② 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等を、学校だよりやホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

場合により、警察、児童相談所、家庭児童相談室等と適切な連携を図る。

(3) 取組の点検・充実

校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多く作り、校内研修も充実させる。期間の終わりには「取組評価アンケート」等を実施し、取組チェックポイント（別紙5参照）に基づく点検も行い、PDCAサイクルの考え方に従い、取組を検証し、改善する。